

南阿蘇村では、有害鳥獣(イノシシ・シカなど)被害をなくすための最終手段として有害鳥獣駆除を通年実施しています



イノシシ・シカの捕獲実績 (合計)

毎年1,000頭以上が捕獲されていますが、大幅な減少には繋がっていない状況です。被害報告や目撃情報は年々増加しています。

山間部の特徴として、鳥獣の生息地に人間が居住し始めたところも多く、住居近くで野生鳥獣を見かける確率は比較的高いと思われる。

出没するだけなら良いですが、農作物や住民生活に被害を与えるようになった場合には、駆除する必要が出てきます。

年度	頭数
令和元年度	1,456頭
令和2年度	1,223頭
令和3年度	1,131頭
令和4年度*	1,003頭

*令和4年度は令和4年12月末現在



鳥獣被害を防ぐためには

自主防衛が基本です!!

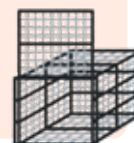
- えさ場やかくれ場を無くす。(取り残した野菜などを放置しない。藪の草刈りをする。)
- 侵入防護柵や電気柵で侵入を防ぐ。小型動物(アナグマ、タヌキなど)は小動物罠を購入して捕獲する。



それでも防げない場合の最終手段として

鳥獣被害対策実施隊員に有害駆除を依頼する

- 猟銃、猟犬、箱罠、くくり罠などを使って駆除します。



狩猟と有害駆除の違いは

狩猟は捕獲場所と期間が限定されますが、有害駆除は許可された場所・期間で捕獲ができます。

	狩猟	有害駆除
対象となる鳥獣	狩猟鳥獣	捕獲許可を受けた鳥獣 村では(サル、シカ、イノシシ、カラス)
捕獲できる場所	鳥獣保護区・休猟区など以外の区域	捕獲許可を受けた場所 (鳥獣保護区などでも可能)
捕獲できる期間	狩猟期間のみ	許可された期間であれば年中可能

有害駆除の依頼があっても、住家近くでは銃が使えず、箱罠を設置しても警戒されてすぐに捕獲できないのが現状です。まずは、日頃から有害鳥獣を寄せ付けない行動(えづけSTOP!! ※広報11月号に掲載)が必要です。

また、野生動物を見かけたら刺激を与えずに、その場から立ち去るようにしてください。特に、罠などにかかっている動物は興奮状態ですので近寄らないようお願いいたします。

野生鳥獣による農地や住居敷地への被害、飛び出しによる車両損壊、興奮状態から人身に与える被害を減らすために有害駆除は実施されていますので、皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。



〈問い合わせ〉農政課 林務整備係 TEL0967 (67) 2706